

鹿児島市立錦江台小学校いじめ防止基本方針

令和8年3月改定

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（「いじめ防止対策推進法」から）

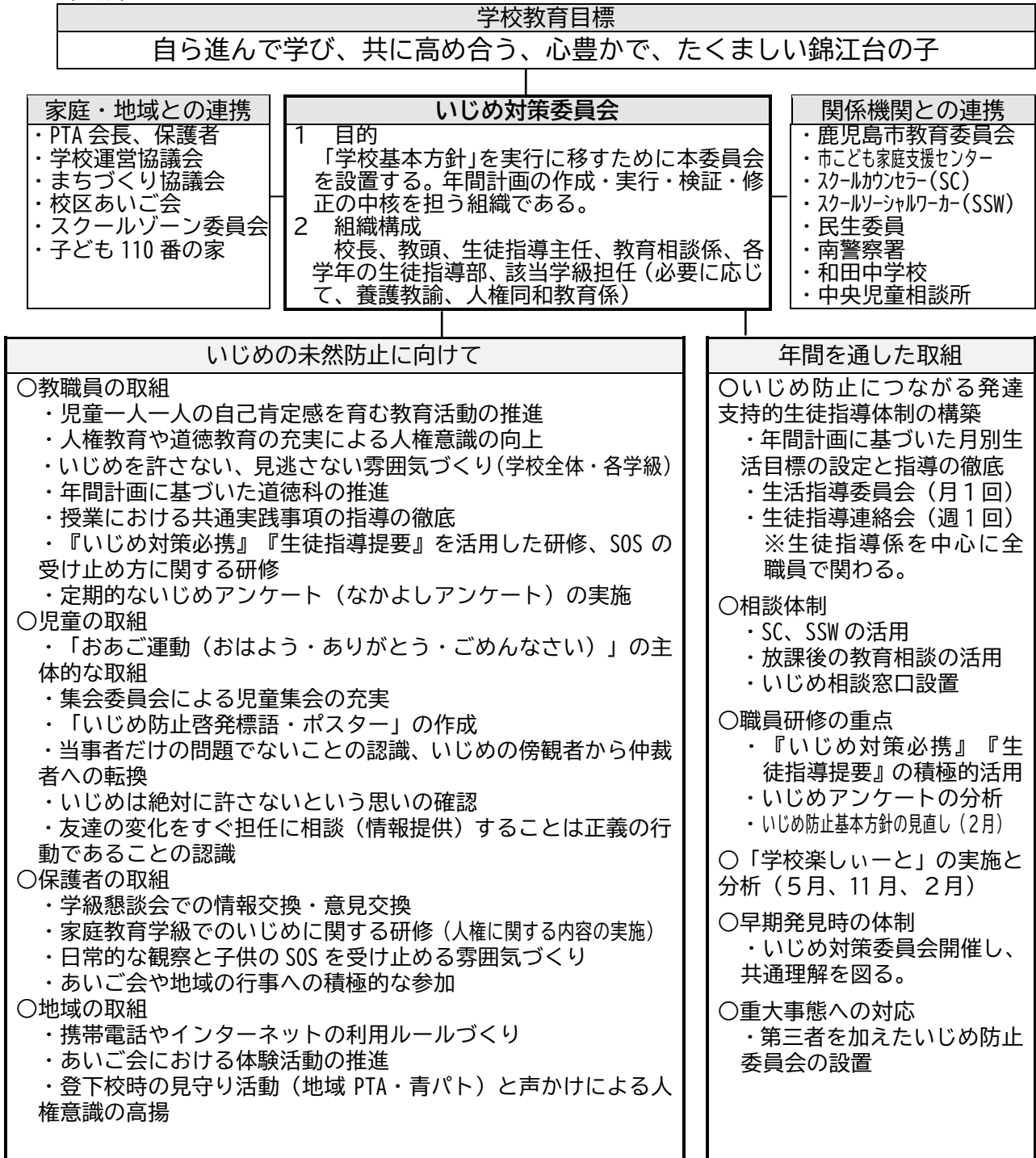
2 いじめ防止基本方針策定の目的

本方針は、「いじめ防止対策推進法」第十三条により、錦江台小学校の全ての児童が、いじめのない安心で充実した学校生活を送ることができることを目的に策定する。

3 いじめ防止に向けての基本姿勢

教職員は、日頃から児童に深く寄り添い関与することが求められる。いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有し、確実にいじめの認知を行う。また、いじめはどの学校でもどの児童等にも起こり得るという現実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめの未然防止・早期対応のために家庭・地域や関係機関とも連携して全教職員で取り組む。

4 基本方針



いじめの早期発見に向けて

- 教職員の取組：SOSの受け止め方に関する研修との関連
 - ・いじめアンケートや定期的な個人面談、「学校楽しいーと」、児童・保護者からの情報提供等で前兆を発見した際
 - ア：生活指導委員会やいじめ対策委員会を開催し、現状報告と共通理解を図る（※学年ファイルなど、必ず記録に残す。）
 - イ：チームでの早急な対応で事実確認を行う。

〈事実確認項目〉

- ①誰が誰にいじめられているのか ②いつ、どこで起こったのか ③どんな内容のいじめか、どんな被害があったのか ④いじめのきっかけは何か ⑤いつから始まったのか

ウ 状況に応じて、SCを活用する。

- 児童の取組：「SOSの出し方」教育との関連
 - ・悩みがあれば、一人で抱え込まずに担任や養護教諭等に相談する。
 - ・悩んでいる友達がいれば、話を聴くとともに、一緒に担任や養護教諭等のところに行って相談できるように促す。
- 保護者の取組：SOSを受け止める雰囲気づくりとの関連
 - ・日常的な観察（細かな変化やサインを見逃さない）→気になったことはすぐ担任・学校に相談
- 地域の取組
 - ・登下校時の児童の様子について、学校に情報提供

いじめに対する適切かつ迅速な対応に向けて

○教職員の取組

- ・いじめ防止委員会を立ち上げ、対応を判断する。

いじめられた児童に対して	いじめた児童に対して
<ul style="list-style-type: none"> ・事実確認を行うとともに、まず辛い気持ちに共感し、心の安定を図る。 ・「最後まで守り抜くこと」を伝える。 ・必ず解決できる希望がもてることを伝える。 ・自尊心や自己肯定感を高めるような言葉かけをする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめた気持ちや状況について十分聞き、背景にも心を寄せて指導する。 ・心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導し、いじめが人として絶対に許されない行為であることやいじめられた側の気持ちを認識させる。

いじめられた児童の保護者に対して	いじめた児童の保護者に対して
<ul style="list-style-type: none"> ・発見したその日のうちに家庭訪問等で保護者面談をし、事実関係を直接伝える。 ・学校の指導方針を伝達し、今後の対応を協議する。 ・保護者の辛い気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。 ・継続して家庭と連携しながら解決に向かって取り組むことを確認する。 ・家庭での児童の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者の辛く悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を目指す方向性を共有する。 ・「いじめは絶対許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。 ・児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

- ・いじめや暴力行為等に関して犯罪行為の可能性がある場合は、直ちに警察に通報し、協力を得る。
- ・いじめの解消は「いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも三か月継続していること」「被害者が心身の苦痛を受けていないこと」の少なくとも二つの要件が満たされている必要がある。

<重大事態の発生>

- ① 生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合
- ② 年間30日以上を欠席することを余儀なくされている場合

◎ 学校を調査主体とした場合

- 1 専門的知識及び経験をもつ第三者を加えたいじめ防止委員会を立ち上げ、情報（事実）収集
 - ・記録・共有及び事実確認を行った後、早急に報告を行う。【報告：校長→市教委→市長】
- 2 いじめを受けた児童と保護者に情報を適切に提供する。
 - ・適時、適切な方法で、経過報告する。
 - ・個人情報に十分配慮する。※個人情報を楯に説明を怠ってはいけない
 - ・アンケートを実施する際は、その旨を調査対象の児童・保護者に必ず説明しておく。

◎ 市教育委員会が調査主体となる場合

- ・設置者の指示のもと、資料の提出や調査に協力する。